

(仮称)千葉県いじめ根絶に向けた推進条例制定の必要性

条例制定の背景(現状と課題)

○基本原則

いじめは絶対に許されない人権侵害であり、いじめによって子どもの心や体、ましてやかけがえのない生命が脅かされることはあってはならない。

○施策の展開

千葉県においては、子どもたち自らが、いじめを真剣に考える「いじめゼロ子どもサミット」を開催し、「いじめゼロ宣言」を採択する取り組みや啓発資料の作成・配布などの啓発活動を行ってきた。

また、教職員の研修や教材の活用、スクールカウンセラーの配置（全公立中学校 326 校と高等学校の約半数 70 校）、電話相談の設置（平成 24 年度 481 件）、実務者会議の開催など、様々ないじめ対策に取り組んできている。

○いじめの認知件数

千葉県における平成 24 年度のいじめの認知件数は、半年間だけで 1 万 5 4 2 0 件もあり、平成 23 年度の認知件数 7 4 5 2 件から大幅に増加している。国におけるいじめの定義の変更などを考慮したとしても、依然として県内のいじめの発生状況は多い。

○県民意識の高揚

全国で発生した深刻ないじめ事件や「いじめ防止対策推進法」の成立を受け、県民のいじめ問題に対する関心とその根絶への期待は一層高くなっているといえ、県民全体で今一度いじめ問題を真剣に考え、取り組みをさらに進めていくべき時期にあるといえる。

いじめから子どもの生命を守るために

条例の制定

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、県として取り組むべきことを整理し、いじめの発生防止及び発生したいじめへの迅速かつ適切な対応を強化推進し、県民一丸となっていじめの根絶を目指すために、その基本的指針となる条例の制定を行う必要がある。